

● 診療報酬とは

病院や診療所などの医療機関が行った手術や検査、投薬などの保険医療サービスに対する公定価格のことです。この改定は診療報酬では2年に1回、介護報酬は6年に1回内容を見直されたり整理されたりします。今年度（24年度）はこの2つの報酬改定が重なり「同時改定」として注目を浴びています。

● 改定の経緯と方向性

診療報酬の改定は厚生労働省が諮問する種々の委員会で検討され、最終的には「中央社会保険医療協議会総会」で取り纏められます。ここには、今後の医療政策や施策が含まれています。例えば今後、団塊の世代の人口が増加し介護に力を入れなければならない時代が来る、産科医療が崩壊しつつあり手厚くする必要がある等々。こうした分野に対し相応の医療を行う病院に対しては診療報酬として点数が付けられます。現在、国の重点課題は2つ。ひとつは救急、産科、小児、外科等の急性期医療を適切に提供し、勤務医等の医療従事者の負担を軽減すること（チーム医療、病院の機能分化）。もうひとつは医療と介護の役割分担の明確化と地域連携の強化及び地域を支える在宅医療等の充実です。

● 医療の質による評価

当院に入院された時に「看護師さんが多い病院だな」「医療機器が充実しているな」と感じた方もあるかと思います。これらは、例えば患者様10人を1人の看護師さんが担当した場合と患者様7人を1人の看護師さんが担当する場合では患者様に対するケアや処置の内容が違ってきます。また、より正確で高度な診断や治療を行うためには高額な医療機器が必要になります。したがって、診療報酬にも違いが出てきます。こうしたところで「医療の質」や「医療安全」を含めて病院が評価されます。

● 患者さまの流れ

現在、多くの大学病院が外来診療を縮小しています。これは国が意図的に行っている政策（病院機能の分化）のひとつです。大きな大学病院では急性期の患者様を多く受け入れて集中的に治療を行い、外来診療では専門分野を生かした診療を行うようになってきています。それ以外の医療機関（当院も含めて）では、大学病院からの紹介や周辺開業医の先生方からの紹介を受けて、地域の中核病院の役割を果たします。退院後は、自宅通院が可能な診療所や病院に紹介させていただくこととなります。このような患者様の病状に合った病院又は診療所で医療サービスを提供する事が、病院の機能分化として位置付けられました。

● 当院の体制

当院では国の重点課題のひとつでもある「地域連携の強化の充実」を実現するために「地域医療支援病院」の取得を 24 年度の当初に予定しています。これは、急性期の患者様の受入れや、地域の診療所や病院と情報の共有を図り、患者様が退院後、診療情報を地域の先生方に伝えることで、レントゲン検査などを再度行う必要がなくなり（患者様の負担も減少）、継続した経過や観察が地域の中で行う事が可能となります。当院の正面玄関左手に地域の連携医を掲示していますので、ぜひご覧ください。

● 24 年度法改正内容

◆再診料が変わります

同一日の 2 科目以降の再診が評価され点数がつきました。外来診察において全く別の病気で 2 つの科を同じ日に受診した場合に点数が付きます。

◆全面禁煙の推進

病院屋内での全面禁煙がさまざまな要件に適用されるようになりました。これは国が定める「4 つの視点」のうちの一つで、その中に「充実が求められる分野を適切に評価していく視点」があります。がん医療の推進もその一つです。当院は屋内全面禁煙を更に進め、平成 24 年 4 月から、敷地内全面禁煙としました。みなさまのご理解とご協力をお願い致します。

◆チーム医療の推進

さまざまな医療関係職種がチームを組み診療体制を強化していく事です。今回の改正ではさまざまなチーム医療に点数がつきました。例えば「糖尿病透析予防指導管理料」があります。これには医師、保健師、看護師、管理栄養士等の職種が院内でチームをつくり、患者様の糖尿病や透析の治療を進めます。医師が診断、診察を行い、保健師、看護師が日常生活の注意点等を説明し、管理栄養士が食事の内容を指導して患者様を援助します。このようなチームを病院内で多く立ち上げ、それぞれの専門性を生かし治療を行っていきます。

◆スムーズな入院から退院まで

入院後すぐに患者様の入院期間や治療内容、退院後のケア等について説明します。退院後、自宅に帰られる場合の退院後のかかりつけ医や診療所又は適切な医療を行う病院などを専門の職員が立案、計画を立てて患者様を援助します。

★今回の診療報酬改定において点数が新たに設定された項目の一部です。以上につきましては「厚生労働省関東信越厚生局」に申請した上、承認を受けて請求できることとなります。当院の承認されている項目は正面玄関右手に掲示してありますので、地域連携医療機関と合わせて、ご覧ください。

（医事課 鈴木 俊之）